

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月6日

【発行者名】 インヴィンシブル投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 福田 直樹

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー

【事務連絡者氏名】 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役社長 福田 直樹

【電話番号】 03-5411-2731

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資証券に係る投資法人の名称】 インヴィンシブル投資法人

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資証券の形態及び金額】 形態：投資証券
発行価額の総額：一般募集 6,630,825,500円
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し
433,797,250円

(注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

安定操作に関する事項

1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる国内一般募集）】

（3）【発行数】

<訂正前>

146,150口

（注1）平成29年2月22日（水）開催の役員会において決議された新投資口発行の発行投資口数185,000口の募集（以下「一般募集」といいます。）のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されることがあります。上記の発行数（募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる国内一般募集）の発行数）は、本書の日付現在における、日本国内において販売される投資口数（以下「国内募集口数」といいます。）の見込数であり、海外販売に係る投資口数（以下「海外販売口数」といいます。）は38,850口を見込んでいます。なお、国内募集口数及び海外販売口数は、一般募集（海外販売を含みます。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日（後記「（13）引受け等の概要」に定義されます。以下同じです。）に決定されます。但し、本投資法人が既に発行した本投資口及び一般募集における本投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内において募集される本投資口の発行価額の総額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。海外販売の内容につきましては、後記「第二部 参照情報 第1 参照書類 3 臨時報告書」に記載の平成29年2月22日（水）付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。

（注2）一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるCalliope合同会社（以下「カリオペ」といいます。）から9,250口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（後略）

<訂正後>

146,150口

（注1）平成29年2月22日（水）開催の役員会において決議された新投資口発行の発行投資口数185,000口の募集（以下「一般募集」といいます。）のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されず。上記の発行数（募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる国内一般募集）の発行数）は、日本国内において販売される投資口数（以下「国内募集口数」といいます。）であり、海外販売に係る投資口数（以下「海外販売口数」といいます。）は38,850口です。海外販売の内容につきましては、後記「第二部 参照情報 第1 参照書類 3 臨時報告書」に記載の平成29年2月22日（水）付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出された当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。

（注2）一般募集の需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるCalliope合同会社（以下「カリオペ」といいます。）から借り入れる本投資口9,250口（以下「借入投資口」といいます。）の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（後略）

(4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

66億円

(注1) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、引受人（後記「(13) 引受け等の概要」をご参照ください。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、平成29年2月16日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として本書の日付現在における国内募集口数の見込数に基づき算出した見込額です。

<訂正後>

6,630,825,500円

(注1) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、引受人（後記「(13) 引受け等の概要」をご参照ください。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、国内募集口数に係るものです。

(5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内募集口数）、海外販売口数、発行価額の総額、国内一般募集における手取金、海外販売における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <http://www.invincible-inv.co.jp/>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に本書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

(注2) 上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成29年3月6日（月）から平成29年3月8日（水）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）を決定します。

(注3) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

<訂正後>

1口当たり46,897円

(注1) 発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内募集口数）、海外販売口数、発行価額の総額、国内一般募集における手取金、海外販売における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、平成29年3月7日（火）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <http://www.invincible-inv.co.jp/>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。

(注2) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

(注2)の全文削除及び(注3)の番号変更

(13) 【引受け等の概要】

<訂正前>

以下に記載する引受人は、平成29年3月6日(月)から平成29年3月8日(水)までの間のいずれの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定される発行価額(引受価額)にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。但し、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
合計		146,150口

(中略)

(注3) 各引受人の引受投資口数及び引受投資口数の合計数は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受投資口数の合計数は、本書の日付現在における国内募集口数の見込数に係るものです。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、平成29年3月6日(月)(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定された発行価額(引受価額)(1口当たり45,370円)にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)(1口当たり46,897円)で国内一般募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。但し、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金(1口当たり1,527円)とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	109,613口
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	29,230口
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	7,307口
合計		146,150口

(中略)

(注3) 引受投資口数の合計数は、国内募集口数に係るものです。

(15)【手取金の使途】

<訂正前>

国内一般募集における手取金(66億円)は、海外販売における手取金(17億円)と併せて、後記「**第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 4. 不動産等の取得**」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。残余が生じた場合には、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限(4億円)と併せて手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。但し、国内一般募集及び海外販売における手取金並びに本書の日付現在において予定している借入金14,250百万円の合計が取得予定資産の取得資金全額に満たない場合^(注2)には、第三者割当における手取金の全部又は一部を、取得予定資産の取得資金の一部に充当する場合があります。

(注1) 上記の各手取金は、平成29年2月16日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(注2) かかる場合の取得予定資産の売買代金の支払時期等については、後記「**第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 4. 不動産等の取得**」をご参照ください。

<訂正後>

国内一般募集における手取金(6,630,825,500円)は、海外販売における手取金(1,762,624,500円)と併せて、後記「**第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 4. 不動産等の取得**」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。残余が生じた場合には、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限(419,672,500円)と併せて手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。但し、国内一般募集及び海外販売における手取金並びに本書の日付現在において予定している借入金14,250百万円の合計が取得予定資産の取得資金全額に満たないこととなったため^(注1)、第三者割当における手取金の全部又は一部を、取得予定資産の取得資金の一部に充当します。

(注1) 取得予定資産の売買代金の支払時期等については、後記「**第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 4. 不動産等の取得**」をご参照ください。

(注1)の全文削除及び(注2)の番号変更

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3)【売出数】

<訂正前>

9,250口

(注1) 上記売出数は、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの口数です。上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少することがあり、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合もあります。

(注2) オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資口は、オーバーアロットメントによる売出しのために、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるカリオペより9,250口を上限として借り入れる本投資口です。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <http://www.invincible-inv.co.jp/>）（新聞等）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に本書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

<訂正後>

9,250口

(注1) 上記売出数は、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの口数です。

(注2) オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資口は、オーバーアロットメントによる売出しのために、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるカリオペより借り入れる本投資口9,250口です。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項について、平成29年3月7日（火）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <http://www.invincible-inv.co.jp/>）（新聞等）において公表します。

(4)【売出価額の総額】

<訂正前>

4億円

(注1) 売出価額の総額は、平成29年2月16日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

433,797,250円

(注1)の全文削除

(5)【売出価格】

<訂正前>

未定

(後略)

<訂正後>

1口当たり46,897円

(後略)

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

- (1) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるカリオペから9,250口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

(後略)

<訂正後>

- (1) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるカリオペから借り入れる本投資口9,250口の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

(後略)